

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

令和6年3月14日

2. 認定事業適応事業者の名称

ENEOS 株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

（1）事業適応に係る事業の目標

ENEOS グループは、「エネルギー・素材の安定供給」と「カーボンニュートラル社会の実現」の両立を長期ビジョンに掲げ、カーボンニュートラル社会の実現に向けて、2040年のカーボンニュートラル達成（Scope1+2）および社会のCO₂排出削減への貢献（Scope3）を目指している。

目標達成に向け、温室効果ガス排出抑制、CCS（CO₂の回収・貯留）、CO₂除去（森林吸収等）に取り組み、2030年度までに2013年度比で温室効果ガスをScope1+2で46%削減することを目指す。

これらの目標に取り組むことで、足元から将来にわたって収益を創出し、「持続的な競争力の強化」を図るとともに、自社排出分のカーボンニュートラル実現を目指す。

（2）その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2027年度（事業適応計画の開始から5年目）に基準年度である2022年度に対して、ENEOS 株式会社（単体）の修正ROAを2%以上向上させることを目標とする。

（3）財務内容の健全性の向上を示す目標

2027年度にENEOS 株式会社（単体）の経常収支比率を正とすることを目標とする。

（4）事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

（5）計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

石油製品・石炭製品製造業（17）

（選定理由）

全社的にCO₂排出量を削減する計画であり、当社本業の石油製品・石炭製品製造業に係る分類を選定。

（6）事業適応の具体的内容

カーボンニュートラル化へ向けて、以下の施策を実施。

- ・ 温室効果ガスの排出抑制

- （需要に応じた）適正な原油処理

- 製造・事業の効率化（省エネ・燃料切替・再エネ活用など）

- カーボンクレジットの活用

- ・ CO₂ の人為的固定化

- CCS（CO₂ の回収・貯留）

- CCS を活用した BECCS・DACCS 等の新規手法

- ・ CO₂ の自然吸収増加

- 森林吸収（植林・森林管理等）

- 他の自然吸収手法（ブルーカーボン・土壌炭素固定等）

（7） 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：2024 年 3 月

終了時期：2034 年 3 月

（8） 認証を受けた外部評価機関

株式会社日本格付研究所